

◆2月16日(火)～3月15日(月)市民税・県民税と所得税の申告◆

申告書は早めに作成・提出を

2月16日(火)から市民税・県民税と所得税の申告受け付けが始まります。所得税については、簡易な申告相談(譲渡所得などを除く)を市役所など、各会場でも受け付けます。会場は大変混雑しますので、申告書は自分で書いて早めに提出しましょう。

市民税・県民税の申告が必要な人

◆1月1日現在、印西市に住んでいる人

所得税の確定申告の必要がない人で、次のいずれかに当てはまる人は申告が必要です。
①事業所得(農業・営業など)や不動産・配当などの所得があった人。
②次に該当する給与所得者。
▼年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市役所に提出されていない人。

給与所得以外の所得(農業・そのほかの事業所得、配当、年金、不動産など)のあった人

◆年末調整した給与所得以外の所得合計が20万円以下の人

は、所得税の申告の必要はありませんが、市・県民税はほかの所得と合計して税額計算するため、所得の多少にかかわらず申告する必要があります。

所得のなかった人で、「非課税証明書」が必要な人は、申告が必要になる場合があります。

※勤務先に確認してください。

◆印西市内に事務所や家屋敷を所有している人

1月1日現在、市内に事業所や事務所、家屋敷のある場合は、印西市に住んでいない人でも、市民税の申告が必要です。

所得税の確定申告が必要な人

◆事業所得や不動産所得などがある場合

前年中の所得の合計額から所得控除額を差し引き、計算により算出された税額が配当控除の合計額を超える人。
◆給与所得がある場合
次のいずれかに当てはまる人。
①給与収入が2,000万円を超えた人。
②給与以外の所得(農業や年金など)が年間20万円を超える人。
③2力以上の会社から給与の支払いを受けた人。
④源泉徴収の規定が適用されない給与を受けていた人。
⑤年末調整をしていない人や年の途中で退職した人。
⑥住民税の住宅借入金等特別税額控除を受けようとする人で、年末調整において所得税

市内会場

●市民税・県民税/所得税申告日程●

期日	会場	受け付け時間
2月16日(火)～ 2月26日(金) ※土日を除く	イオンモール 千葉ニュータウン3階 イオンホール	午前10時～正午 午後1時～4時
3月1日(月)～ 3月15日(月) ※土日を除く	市役所3階大会議室	午前9時～正午 午後1時～4時

※会場により時間が異なりますので、ご注意ください。
※現在、庁舎改修工事に伴い、市役所の駐車スペースが不足しています。公共交通機関でのご来庁をお願いします。
※2月23日(火)、25日(木)、26日(金)は申告会場内で「税理士会による無料相談会」を同時開催します。ぜひご利用ください。

●注意事項●

- 市役所市民税課の窓口では、申告相談や受け付けは行っていません。各会場をご利用ください。
- 申告相談者が多く、その日のうちにすべての人の相談を受けられないと見込まれる場合は、午前・午後に限らず、途中で相談の受け付けを終了することがありますのでご了承ください。
- 申告書の控えが必要な場合は、必ずその場で申し出てください。後日控えが必要になっても、交付することができません。また、控えの用紙に記入する際は、必ずボールペンなどの消えない筆記用具で記入してください。
- 事業所得(農業・営業など)がある人で、収支内訳書の作成方法が分からない人は、直接、税務署主催の申告会場(イオンモール成田2階イオンホール)でお願いします。

成田税務署会場

平成21年分の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・相談と提出の会場は

イオンモール成田「2階イオンホール」で行います

この期間中は、税務署内「作成・相談会場」を設けておりません。なお、作成が完了した申告書(計算および記入のすべてが終了しているものは)、税務署庁舎内でも受け付けできます。(土・日曜日、祝日を除く)。
成田税務署(☎5151)。

期間	時間	所在地
1月28日(木)～ 3月15日(月)	午前9時～ 午後5時	成田市ウイング 土屋24

1月28日(木)、28日(木)の日曜日に限り、確定申告の相談および受け付けを行います。
午前9時～10時までは、立体駐車場3階連絡通路(屋根なし)から入る2階「C」入口が専用口になります。

京成成田駅前から「6番のりば(バス)」から乗車し、千葉交通バス「ジャスコ・イオン成田店前」で下車してください。

2月の土曜開庁日、市民課で住民基本台帳カードと電子証明書の申請を受け付け

所得税の確定申告書の提出を、e-Tax(所得税電子申告、納税)を利用して行う人が近年増えています。このe-Taxを利用するには、住民基本台帳カード(住基カード)および電子証明書の取得が必要になります。

市では、平日市役所へ来庁できない人のために下記の土曜日に市民課を開庁し、申請を受け付けます。

- 日時…2月13日(土)、27日(土)・午前8時30分～午後4時(手続きに時間がかかりますので申請は午後3時までをお願いします。)
- 会場…市民課(市役所本庁舎)。
※各出張所では受け付けできません。
- 申請者…本人確認とパスワードを設定する必要がありますので、本人のみの申請となります。
- 必要なもの…①運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した顔写真付の証明書(有効期限内のもの)。
②写真付住基カードを希望の場合は、写真1枚(上半身、無帽、正面、無背景で、6カ月以内に撮影したもの。縦4.5cm×横3.5cm)。
※すでに住基カードをお持ちの人で、電子証明書を申請される場合は、必ず住基カードをお持ちください。
- 手数料…住基カード500円・電子証明書…500円。

なお、運転免許証などの官公署が発行した顔写真付きの証明書をお持ちでない人は、事前にご相談ください。

市民課住民記録班(☎内線234・237)。



- ③電卓。
 - ④源泉徴収票。
 - ⑤事業所得のある人は収支内訳書。
- 申告に必要なもの
- ①認め印(スタンプ式不可)。
②電卓。
③筆記用具。
④源泉徴収票。
⑤事業所得のある人は収支内訳書。

完成している申告書は、市の申告会場で預かり、成田税務署へ届けます。
ただし、数に限りがあります。市内の各出張所にも置いてあります。
なお、市では所得税の確定申告書用紙の郵送は行っていません。用紙の郵送請求は左記へ直接お問い合わせください。
成田税務署(☎5151)。

申告書は送付による提出が可能
申告書は送付による提出が可能です。なお、株式などの譲渡所得のある人は、同コーナーで作成することができませんが、土地・建物等譲渡所得のある人など、特例の内容などにより利用できない場合もありますのでご注意ください。
詳しくは国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。
成田税務署(☎5151)。

申告書の問い合わせは
市民税・県民税の申告書について…市役所市民税課市民税班(☎内線212・214)。
所得税の確定申告書について…成田税務署(☎5151)。

市役所で相談できない人
青色申告の人・譲渡所得(土地や建物)のあった人・事業所得(農業・営業など)がある人で、収支内訳書が完成していない人。
そのほか複雑な申告をする人は、成田税務署の申告会場となる「イオンモール成田2階イオンホール」で相談ください。

所得税の確定申告書用紙
市役所の市民税課または、市内の各出張所にも置いてあります。
ただし、数に限りがあります。なお、市では所得税の確定申告書用紙の郵送は行っていません。用紙の郵送請求は左記へ直接お問い合わせください。
成田税務署(☎5151)。

所得税の確定申告書の作成(検算)は国税庁のホームページでも
申告会場以外でも、国税庁ホームページ「所得税の確定申告書等作成コーナー」で作成・印刷した確定申告書を、税務署に提出することができます。
なお、株式などの譲渡所得のある人は、同コーナーで作成することができませんが、土地・建物等譲渡所得のある人など、特例の内容などにより利用できない場合もありますのでご注意ください。
詳しくは国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。
成田税務署(☎5151)。

記載事項や添付資料に漏れがないよう、よくご確認の上、成田税務署まで送付してください。
また、申告書の「控え」に税務署の受付印が必要な人は、控えに住所、氏名などをボールペンで記載し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。